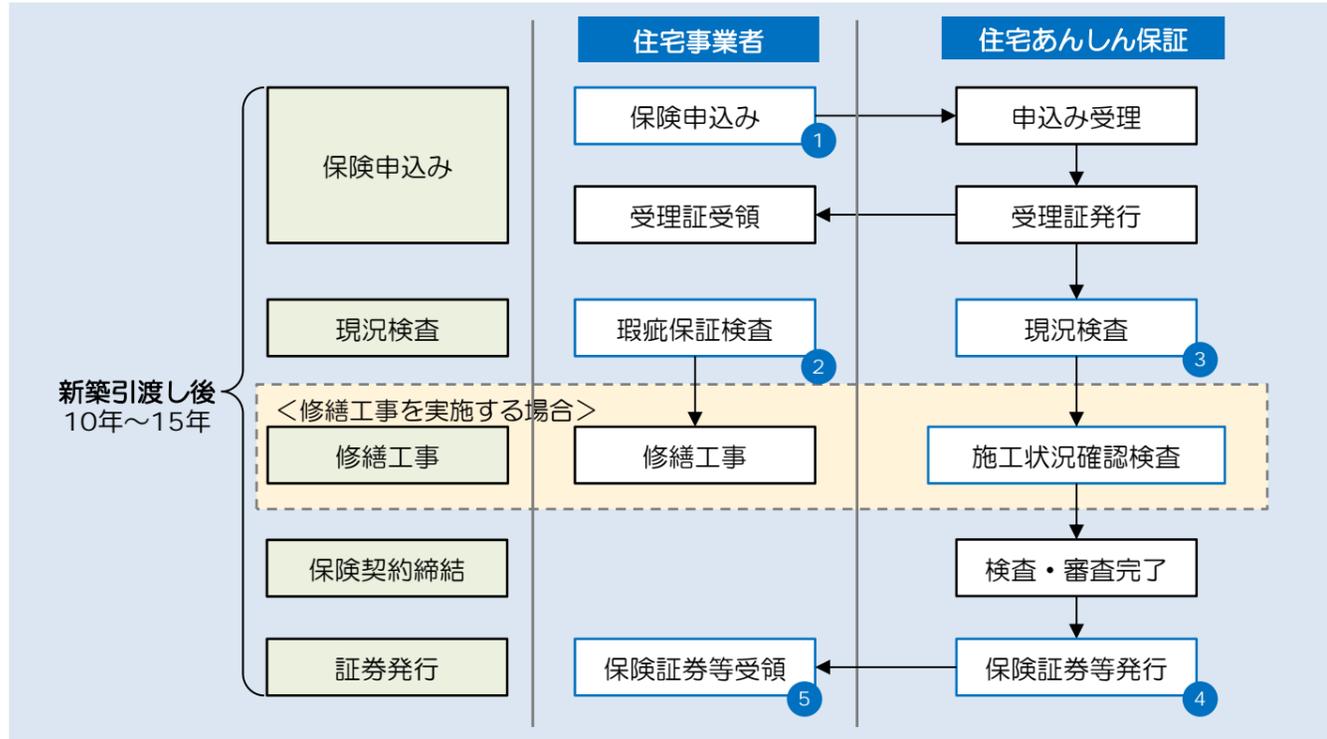


保険料等

料金に関しましてはお問い合わせください。

手続の流れ

あんしん住宅延長瑕疵保険の各種手続は次のとおりです。



1 保険申込み時の主な提出書類は次のとおりです。

- ・保険契約申込書
- ・付近見取図
- ・新築時の引渡日が確認できる資料
- ・契約内容確認シート
- ・標準保証書の写し
- ・現況がわかる平面図またはこれに代わる図面等（天井点検口、床下点検口が記載されたもの）
- ・（修繕工事を行う場合）修繕工事内容がわかる資料
- ・（過去に構造に係るリフォームをした場合）新耐震基準等に適合していることがわかる資料

2 瑕疵保証検査は、原則として現況検査と同時に実施しますが、検査特例利用時のみ保険申込前に実施することもできます。この検査の有効期間は最終検査実施日(※)から1年（鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅にあっては2年）です。保険申込みにあたっては、

2の続き

有効期間内の検査であることが要件です。検査実施後、検査チェックシート（検査特例の場合は検査写真シート含む）を取次店または住宅あんしん保証に提出してください。

3 瑕疵保証検査員が既存住宅状況調査技術者である場合は、書類審査（検査特例）とすることができます。

4 住宅あんしん保証が保険証券および保険付保証明書を発行し、住宅事業者に交付します。

5 住宅あんしん保証から交付された保険証券は保管してください。なお、保険付保証明書は住宅所有者に交付してください。

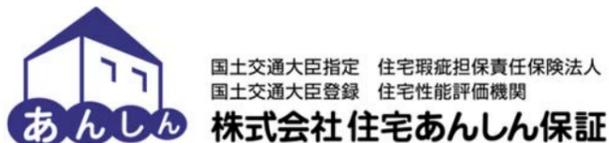
※通常の検査のうち、当該住宅に対して最後に実施した検査の実施日をいいます。

その他の注意事項

- ・その他、ご注意いただきたい事項は「契約内容のご案内」をご確認ください。
- ・このパンフレットは「あんしん住宅延長瑕疵保険」の概要を説明したものです。詳しくは、普通保険約款・特約をご確認ください。なお、ご不明な点等がありましたら、担当取次店または株式会社住宅あんしん保証にご照会ください。
- ・ご契約に関する個人情報、弊社個人情報保護方針に基づき取り扱います。詳しくは、住宅あんしん保証のホームページをご覧ください。



新築住宅のお引渡しから約10年間…将来のリフォーム工事受注のためには住宅所有者との接点を強固にすることが欠かせません。そこで「あんしん住宅延長瑕疵保険」を皆様の提案に取り入れて活用してみませんか？



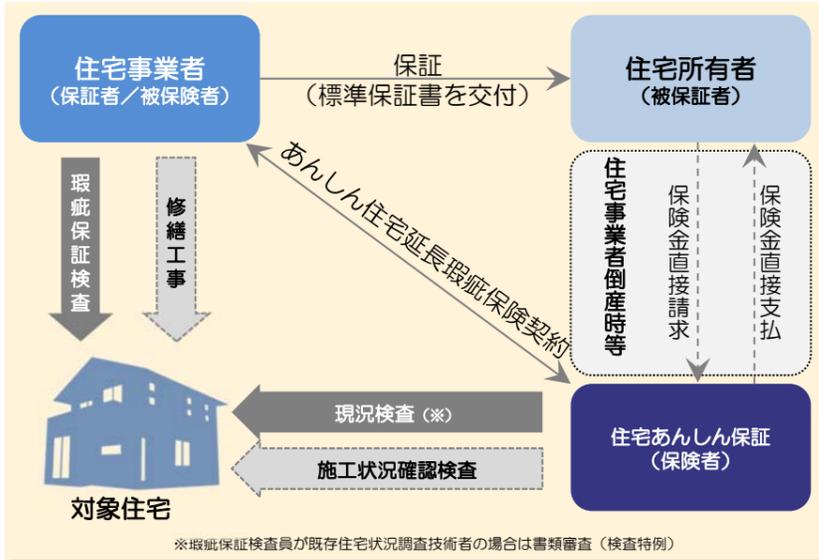
■本社
〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テプコビル6階
TEL.03-3562-8122 (平日9:00~17:30)
ホームページ <https://www.j-anshin.co.jp/>

●本誌記載内容/2021年4月1日現在
●本誌に記載しております内容は予告なく変更される場合があります。

備考



仕組み



<ポイント>

●国土交通大臣から指定された住宅専門の保険会社（保険法人）である住宅あんしん保証が、原則として建築士による現況検査を行った上で引き受けます。

●保険対象住宅の基本構造部分に瑕疵があった場合の修補に要する費用を保険でお支払いします。住宅事業者が倒産等の場合には住宅所有者が直接保険金を請求することができます。

利用条件

保険契約者・被保険者

住宅所有者との約定に基づき、住宅所有者への保証を提供する**あんしん住宅瑕疵保険の届出事業者**であって、基準に基づき瑕疵保証検査が実施できる住宅事業者

保険対象住宅

住宅事業者が瑕疵保証検査を実施し、住宅所有者に対して瑕疵保証責任を負担する住宅であって、次のすべてに該当するもの

- ① 新築住宅として引き渡された日から起算して10年を経過し、かつ15年を経過しないもの（保険始期日時点）
- ② 戸建住宅または区分所有されない小規模共同住宅（階数（地階を含む。）が3以下かつ延床面積が500㎡未満の共同住宅）
- ③ 新耐震基準等を満たす住宅

補償内容

保険対象部分

構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分を対象とします。

保険金を支払う場合

保険対象住宅の基本構造部分の瑕疵（構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除きます。）に起因して、保険対象住宅に次のいずれかの事由が生じた場合（以下「事故」といいます。）、住宅事業者が住宅所有者に対して負担する瑕疵保証責任（住宅あんしん保証所定の標準保証書に定める範囲の瑕疵保証責任に限り、）により生じた損害について保険金をお支払いします。

- ① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと
- ② 雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと

また、事故が生じた場合において、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵保証責任を履行しない場合は住宅所有者が直接保険金を請求することができます。

支払限度額

500万円 / 1,000万円 / 2,000万円

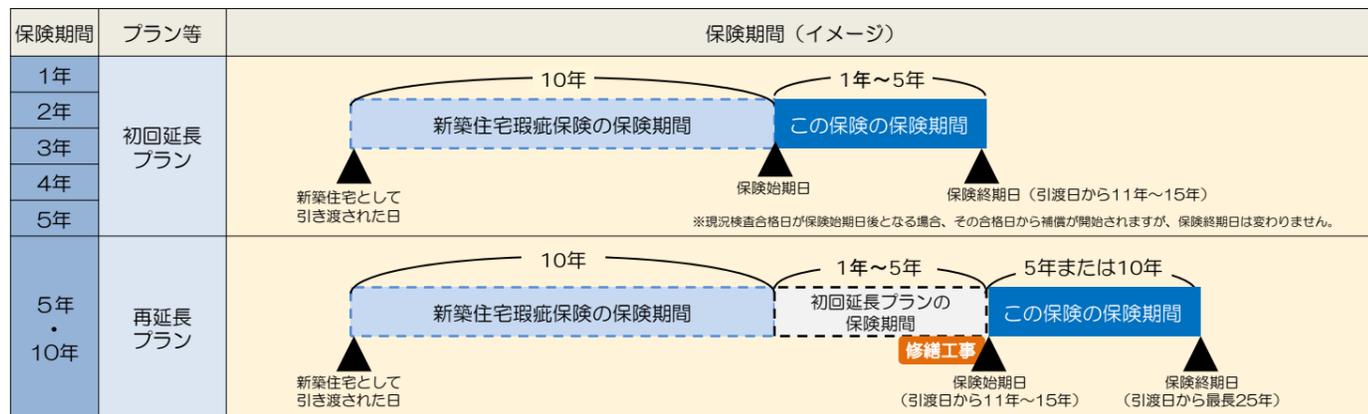
免責金額・縮小てん補割合

保険金の種類	免責金額		縮小てん補割合	
	戸建住宅	共同住宅	右記以外	直接請求
修補費用・損害賠償保険金	1事故につき10万円/戸	1事故につき10万円/棟	80%	100% (※)
争訟費用保険金				支払対象外
求償権保全費用保険金				
事故調査費用保険金		適用なし		
仮住まい費用保険金				

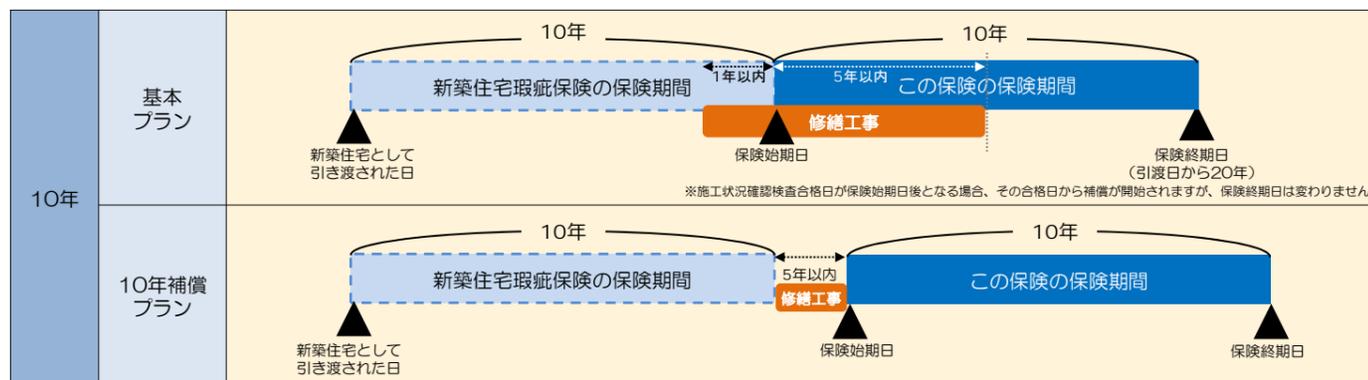
※住宅所有者が宅地建物取引業者である場合は80%

保険期間とプラン

あんしん住宅延長瑕疵保険の保険期間は次のとおりです。初回延長プラン以外は、住宅あんしん保証が定める設計施工基準に基づく修繕工事を行い、住宅あんしん保証が実施する施工状況確認検査に合格する必要があります。



「初回延長プラン」は、住宅あんしん保証が定める設計施工基準に基づく修繕工事は必要ありません。一方、「再延長プラン」は「初回延長プラン」の保険終期日前に修繕工事を実施する場合に加入いただけます。



「基本プラン」は住宅あんしん保証による施工状況確認検査合格日が保険期間開始後（保険始期日後）となる場合、その合格日から補償が開始されます。ただし、その場合でも保険終期日（新築住宅引渡日から20年）に変更はありません。一方、「10年補償プラン」では保険期間を10年間確保するため、保険期間は施工状況確認検査合格日から開始します。

検査

検査の種類と回数

プラン名	検査実施者	検査のタイミングと検査名称		検査回数
		保険申込後	修繕工事完了後	
初回延長プラン	住宅事業者	瑕疵保証検査 (※1)	-	2回 (または1回)
	住宅あんしん保証	現況検査 (※2)	-	
再延長プラン 基本プラン 10年補償プラン	住宅事業者	瑕疵保証検査 (※1)	-	3回 (または2回)
	住宅あんしん保証	現況検査 (※2)	施工状況確認検査	

※1 この検査を実施する瑕疵保証検査員は、自らが設計、施工（シロアリの防蟻および防除を含みます。）または工事監理をした住宅の検査を行うことができません。

※2 検査特例の場合は、書類審査に代えることができます。

検査の内容

- ・現況検査および瑕疵保証検査は、対象住宅の部位ごとにひび割れや雨漏り等の劣化・不具合の有無を目視・計測等により検査します。
- ・施工状況確認検査は、提出図面・仕様書や見積書のとおり修繕工事等が行われているか検査します。

なお、検査で指摘があった場合は修補等が必要です。（写真等で適切に是正されたことが確認できる場合に検査合格となります。）

修繕工事

再延長プラン、基本プランまたは10年補償プランへの加入に当たり住宅事業者が実施する修繕工事は、原則として、次の①～④のすべての工事を実施する必要があります。詳しくは設計施工基準をご確認ください。

- ① 屋根仕上げ材および陸屋根・バルコニーのトップコート(保護層)の塗装等
- ② 外壁仕上げ材の塗装等
- ③ 各部シーリング工事
- ④ 雨掛かり木部の塗装等